平成２５年（フ）第４６２０号
大阪府泉大津市助松町１丁目２番20号
破産者　山之内　剛
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０４号
大阪市城東区関目２丁目８番４―705号
破産者　津守　信裕
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２４号
大阪府阪南市舞３丁目２番９号
破産者　倉田　旬時
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５１号
大阪府茨木市新和町６番14号　第２グリーンハイツ206号
破産者　宇野　　章
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５７号
大阪府枚方市須山町24番41号
破産者　遠山　良彦
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８８６号
大阪府東大阪市旭町７―２　伊藤緑方、開始決定時の住所大阪府東大阪市旭町18番11号
破産者　岡本　敏明
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９１４号
大阪市西成区南津守５丁目６番35号
破産者　小松刺繍こと　小松　敏之
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９４５号
大阪市旭区赤川３丁目１番６号
破産者　笠脇　　正
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５５号
大阪市城東区古市２丁目１番６―501号
破産者　上杉　　正
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５６号
大阪市城東区古市２丁目１番６―501号
破産者　上杉　節子
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４７号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2076―10、住民票上の住所大阪府高槻市西面中２丁目８番14号
破産者　廣瀬　　修
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１号
堺市美原区多治井157番地49、住民票上の住所堺市美原区小平尾588番地18
破産者　布村　　勇
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７８号
堺市堺区向陵西町２丁５番30号、前住所堺市北区金岡町2110番地24
破産者　関岡勝四郎
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６３号
大阪府柏原市国分市場１丁目７番56―403号メゾンファミーユ、前住所大阪府藤井寺市西古室１丁目21番22―109号
破産者　末永　憲司
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７５号
神戸市中央区二宮町３丁目11番６―804号
破産者　金本　典子（旧姓別所）
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８号
兵庫県伊丹市高台３丁目41番地１　フィオーレデルスッド202号、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目55番地１
破産者　栗田　英幸
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目16番１―515号
破産者　長谷川克治
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
兵庫県伊丹市鋳物師４丁目３番地１、前住所兵庫県伊丹市北伊丹７丁目14番地５
破産者　井谷　理恵
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
兵庫県伊丹市中野西１丁目147番地　市住天神川３―２号、前住所兵庫県伊丹市中野西１丁目75番地　市住天神川第２　３―９号
破産者　森　　康隆
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係